

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷九十第

行發日一月十年三十正大

論叢

獨占の本質……………	文學博士	高田保馬
地租の不公平可能……………	法學博士	神戸正雄
道徳統計論概説……………	法學博士	財部靜治
フイアカントの社會學論……………	文學博士	米田庄太郎
世界の貨幣交通……………	法學士	作田莊一

時論

營業稅廢止論を評す……………	法學博士	小川郷太郎
----------------	------	-------

說苑

機械と勞賃との相互關係に就てのマルクスの見解……………	經濟學士	山本勝市
丁抹の小農地設定事業……………	法學博士	河田嗣郎

雜錄

配偶の有無と死亡率……………	經濟學士	岡崎文規
爲替の安定か價格の安定か……………	經濟學士	谷口吉彦

營業稅廢止論を評す (二)

小川郷太郎

目次

第一 緒言

第二 營業稅廢止論者の論據

第三 租稅體系論より觀たる營業稅廢止論

第四 營業稅の本質より觀たる營業稅廢止論

第五 國稅營業稅廢止論と地方營業稅

第六 結論

本號掲載

次號掲載

第一 緒言

第四十九議會に於て、營業稅廢止法律案が提出せられた。其案は森田金藏氏の提出にかゝるが、實は實業同志會の案である。營業稅廢止の運動は既に屢々商工業者の團體に依つて試みられ

時論 營業稅廢止論を評す

第十九卷 (第四號 八九) 五五五

たのであつたが、終に一びも成功せなかつた。實業同志會は其商工業者の營業稅廢止運動の効を奏せざりし理由を求めて既成政黨に依頼した爲めであるとし、商工業者自ら救はんとせば、自ら議會に出で自ら議案を提出するの舉に出でねばならぬと呼號したのであつた。營業稅廢止といふことは、恐らく實業同志會結黨の一理由であつたらう。是れ實業同志會としては何は扱て置き、第一に營業稅法廢止法律案を提出せねばならなかつた所以であると察せられるのである。

此營業稅法廢止法律案は委員會に於て否決せられた、實業同志會は更に改めて來る通常議會に提出しやうといつてゐる、實業同志會員が議會に席を有する限り、此問題は繰り返へさるゝのであらう。實は私は從來商工業者の營業稅廢止運動なるものが如何なる理由で行はれてゐたのかを詳にせなかつた。今回實業同志會の諸氏より其理由を聽くことを得たが、不幸にして十分に理解することが出来なかつた。私は營業稅法廢止法律案特別委員會に於て質問並に討議に加はつたが、時間短く盡さるゝ所があつた。そこで茲に學理の上から營業稅廢止論を批評して見たいと思ふ。

第二 營業稅廢止論者の論據

營業稅廢止論を批評せんとせば、先づ其廢止論者の論據とする所を明にせねばならぬ。

一 實業同志會の營業稅法廢止法律案は極て簡短なるもので、唯一條文を存するのみである、

曰く營業税法は大正十三年度分限り之を廢止す。而して其理由とする所は實に左の如くである。

國稅營業稅ハ日清戰役後軍備擴張ノ財源ヲ補填スル爲ニ、地方稅タル營業稅ノ一部ヲ一時國稅ニ移シタルモノニシテ、其課稅方法ヨリ見ルトキハ所得稅ト重複スルモノナキニ非ズ殊ニ其ノ負擔モ輕カラザルノミナラズ、其ノ賦課ノ方法公平ヲ保チ難キ缺點アリ、爲メニ産業ノ發達ヲ阻害シ、且ツ納稅者ヲ苦シムルモノナルヲ以テ此ノ際商工業ノ振興ヲ計ルガ爲、營業稅ヲ全廢スルノ要アリ、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ。

此理由書に依ると、營業稅廢止の根本的論據は、營業稅と所得稅とが重複するといふ點にあるやうである。略して之を二重稅説と名けて置く。次に又其負擔の輕くないこと、賦課の公平ならざること、の爲に産業を阻害してゐると云ふ理由を附け加へてゐる、之を産業阻害説と名けて置く。更に營業稅が日清戰役後軍備擴張の財源を補填する爲に地方稅の一部を一時國稅に移したることを説き、國稅としては永久的たるべきでないといふ意味を含ましてゐる。之を營業稅廢止の沿革的理由として置く。

二 理由書は此の如くであるが、提出者が提出の理由を説明してゐる所を見ると、左の點に歸するやうである。¹⁾

(1) 營業稅ヲ何故廢止シナケレバナラヌカト申シマスナラバ、是ハ營業收得稅ニアラズシテ營業行爲稅デ、法律トシテ最モ不完全ナル所ノモノデアルト私共ハ考ヘルノデアリマス、如何ナル場合デモ營業者ノ損得ヲ顧ミズ、營業行爲ヲシタ者カラ稅ヲ

1) 森田金藏氏演說(第四十九帝國議會衆議院議事速記録、153頁)

坂ルト云フヤウナ稅法ハ、世界廣シト雖モ今日殘ツテ居ルノハ我國ダケデアアルヤウニ思ハレルノデアリマス。

(2) 營業稅ハ獨リ商工業者其者ダケノ困難デアアルノミナラズ、又此營業稅ガ廢サレタ爲ニ商工業者ダケノ利益ニナルモノニ非ズシテ全國民ニ大ナル關係ノアルコトデアリマス、サウシテ是ガ廢止サレマスナラバ、多クノ全國ニ在ル需要者、總テノ物品ヲ需要スル所ノ人ハ等シク均霑ヲ受ケル所ノ公平ナル處置デアルト私共ハ考フルノデアリマス。

(3) 第三ニハ思想問題ニモ非常ナ關係ガアルト思フノデアリマス。私ガ思想問題ニ關係アルト申ス所以ハ我國ノ中産階級ハ、此經濟上ノ春髓トモナリ、サウシテ我國ノ經濟上ノ按排ヲスル所ニ大ナル責任ヲ持テ、又實踐躬行シテ居ル所ノモノハ申ス迄モナク、商工業者デアアル、然ルニ此商工業者ニ對シテハ此稅法ガ殘ツテ居ル爲ニ一月ノ初ヨリ四月ノ中頃マデハ、年々歳々下級ノ稅務官吏ト其間ニ種々ナル葛藤ヲ生ジ實ニ此一年ノ三分ノ一ヲ不愉快ナル間ニ經過セシメテ此國民ヲ苦メテ居ルト云フコトハ思想問題ニモ大ナル關係ガアルト云フコトヲ申シ上ギナケレバナラヌ。

此三理由の中、第一を行爲稅說、第二を轉嫁說、第三を思想問題說と名けて置く。唯一言せねばならぬことは、此提出者の説明が營業稅法廢止法律案の理由書に載せてある理由とシツクリ合つてゐないことである。少くとも提出者の重を置いてゐる轉嫁說は理由書に見えてゐない、之に反して理由書の中で根本論據とも見るべき二重稅說に至つては提出者之を説いてゐないのである。

三 營業稅法廢止法律案委員會に於ては種々の質問が起つたが、提出者側の之に對する應答を見るに、二重稅說、轉嫁說、産業阻害說、沿革的理由等が繰り返され、説かれてゐる。更に進んで營業稅の本質に關し、營業稅は勞働者にも課する稅であるといふ答辯も出て來て、新しい廢止の理由が加はつて來た。假に之を勞働稅說と名けて置く。尙委員會に於ては地方營業稅の存廢

如何、營業稅廢止に依る收入缺陷の補填策如何の質問盛に起つたが、提出者側では地方營業稅は之を廢すること、財源は行政財政の整理で浮くべき金を以て之に充つることを答へた。

以上營業稅法廢止法律案理由書と提出者の説明と委員會の應答とに依つて之を觀れば、實業同志會の營業稅廢止理由なるものは、二重稅說、轉嫁說、行爲稅說、勞働稅說、産業阻害說、思想問題說、沿革的理由等の外に出でぬ。二重稅說は租稅體系に關係した說であり、轉嫁說行爲稅說勞働稅說は皆營業稅の本質に關する說である。そこで、私は、租稅體系論と營業稅本質論との二つの立場より是等の諸說を批評し、旁々産業阻害說、思想問題說、沿革的理由をも其間に挿みて批評し、最後に地方營業稅の存廢に就て論評を加へやうと思ふ。財源の問題は租稅體系に關係する限度に於て論及するに止めて置く積である。

第三、租稅體系論より觀たる營業稅廢止論

實業同志會は營業稅法廢止法律案の理由書に、明に營業稅が所得稅と重複することを説いてゐる。重複が悪むといふのであるから、所得稅一本あれば可いといふ趣旨と見なければならぬ。所で我國の現行直接稅の體系は所得稅を中軸とし、地租と營業稅とを其兩翼として之を組み立て、ゐる。租稅論の術語を以て説明すれば、所得稅と收益稅とを結び付け、所謂形式的二重稅を

課するといふことになつてゐるのである。之を營業者よりいへば、營業稅を納め更に所得稅を拂はねばならぬ。之を地主よりいへば、地租を納め更に所得稅を拂はねばならぬ。

實業同志會の意見に依れば、此形式的二重稅は許すべきものでない、所得稅一本あれば足りといふのである。是に於て形式的二重稅が是か非かといふ問題を解決せねばならぬと同時に營業稅と地租との權衡を考へて見ねばならぬ。

一、形式的二重稅制度の是非

一 營業稅を課し更に所得稅を課するは、明に二重稅である。現今の租稅理論よりいふも、租稅の支拂はるゝ源は原則として所得にあるとしてゐるのであるから、¹⁾ 正面より所得を提へて稅する所得稅が一本あれば足るやうに考へられぬでもない。然し乍ら所得稅一本を以て直接稅を組織することは却て不合理となつて來る。何故かといふに、第一には、所得稅一本だけでは、勤勞所得に軽く課し、財産殊に財産所得に重く課すといふ趣旨を貫くことが出來ぬのみならず、勤勞すれば勤勞所得に重く課し財産殊に財産所得に軽く課するといふ結果を生ずるのである。

二 此くいへば、論者或は所得は其源泉の如何に拘らず平等に之に課すべきもので、勤勞所得と財産所得とに依つて差別的課稅をなすべきでないと論ずるかも知れぬ。併し乍ら其説は之を容認することが出來ぬ、一體租稅は擔稅力に應じて之を課すべきものであることは、²⁾ 租稅の最高

1) 摺著、租稅論 176頁以下

2) 同上、338頁以下

原則として、疑を容るゝ餘地が無い。所で今勤勞所得と財産所得とを較べて見るに、其擔稅力に大なる差がある。其理由は種々あるが、其中心思想なるものを尋ねれば、財産所得が連續性を持つてゐるに、反して勤勞所得が之を持つてゐないといふことに歸着する。詳言すれば、勤勞所得は疾病老衰死亡等に由り、又は景氣の變動、若は事業の整理や行政整理等に由り、何時斷絶するかも知れぬのである。が、財産所得は自己の健康の如何に拘らず、行政整理事業整理等外界の事情の變化如何に拘らず、絶へず入り來るのである。是が故に勤勞所得者は其所得の斷絶する場合に豫め備へて置かねばならぬ、從て所得の中より一定額を保險料若は貯金として差引いて置かねばならぬ。が、財産所得者に至つては其必要が無い。さうして見れば、所得額は同じとしても、所得者が自由に處分し得る額は、勤勞所得者に小であつて、財産所得者に大である。之に同一額の税を課すれば、勤勞所得者の犠牲が大となり、財産所得者の犠牲が小となる。そこで犠牲を均等にせんとすれば、勤勞所得者に軽く課し、財産所得者に重く課せねばならぬ。

三 論者或は更に進で所得税一本でも、勤勞所得に輕き稅率を課し、財産所得に重き稅率を課し、以て前者の間に差別課税をなすことが出來ると論ずるかも知れぬ。が、それはさう行かぬ。若し所得税を唯其源泉に由つて別々に課するに止めて置けば、個別所得稅制度たるに止まり、一般所得税とならぬ。一般所得税といふからには、租稅主體の得べき所得を綜合し其全體の上にて

擔稅力を測り、其擔稅力に應ずる課税をなさねばならぬ。従つて一般所得税には累進稅率を適用せられることゝなるのである。累進稅率を適用するからには、所得の源泉に由つて差別稅率を課する譯に行かぬ。成程勤勞所得に多少の控除査定をして其上に累進稅率を適用することは出來ないことはないが、それでは勤勞所得を輕課し、財産所得を重課する趣旨を十分に達することが出來ぬ。そこで勤勞所得を輕課し、財産所得を重課しやうとすれば、所得税一本だけでは足らぬ、之を補ふ税を加へねばならぬ。是れ形式的二重税の制度が出て來る所以である。

四 以上論ずるが如く所得税一本では、勤勞所得輕課財産所得重課の趣旨を貫くことが出來ぬ。更に進んで考ふれば、所得税一本では、却て此趣旨に反對することゝなる。それは、所得税課徴の前提となつてゐる申告が、真相を得る程度に於て大なる差があるからである。換言すれば財産所得者は動もすれば所得の申告に於て隱蔽する所が多い。之に反して勤勞所得者は所得の申告に虚偽を言はぬ、虚偽を言ふても、俸給々料等を支拂ふ者よりの申告に依つて正されるからである。此の如く財産所得は十が十迄捕捉せられないのに反して勤勞所得は十が十迄捕捉せられるのである。之を同じ様に取り扱つて、所得税一本のみで税すれば、勤勞所得に重く課し財産所得に軽く課することゝなる譯である。是が故に此不公平を無くしやうとすれば、所得税を補ふに他の税を以てせねばならぬ。即ち勤勞所得に對しては所得税に於て唯一度課税し、財産所得に對して

1) 拙著、租稅論、525頁
 2) 同上、528頁以下、638頁、771頁以下
 3) 同上、529頁

は所得税の外に補充税を課せねばならぬ。是が形式的二重税を是認せねばならぬ第二の理由である。

五 以上私は形式的二重税を是認せねばならぬ理由を述べた、是が營業稅廢止に反對する根本論である。尤もこれは所得税と收益税とを兩立せしむる税制を前提としての論である。若し收益税制度を廢し、之に代ゆるに簡別所得税制度を以てしやうとするのであれば、そは慥に税制整理の一案たるを失はない、決して形式的二重税の精神に戻るといふことが出來ぬ。所が實業同志會の提唱する所では、此收益税制度を廢し、他の税を以てしやうとするのでない、營業稅は全然之を廢するも地租は之を廢しやうとするのでない。是に於て私は實業同志會の營業稅廢止論が、直接稅の體系を整理するにあらずして却て破壞するものであることを斷せざるを得ない。此結論は營業稅と地租との權衡といふ立場より觀れば、更に動かすことの出來ぬものとなる。

二 營業稅と地租との權衡

一 實業同志會の營業稅廢止意見は税制整理の意味に於て之を爲さんとするのでなく、營業稅が惡税であるから、取敢へず之のみを除き去らうといふのである。是れ提案者が委員會に於て明言した所である。此論法よりすれば、地租の問題に觸れるのは其素志でないを謂はねばならぬ。所で委員會に於て營業稅と地租との權衡論が持ち上がった、之に對して武藤氏は地租輕減の意向

を有すること、地租輕減案を提出せんとしたけれども成規の賛成を得なかつた爲め其運びに至らなかつたこと、通常議會には地租輕減案と營業稅廢止案とを併せ提出するの意見なることを明言せられた。¹⁾

實業同志會の意見は此の如く營業稅全廢地租輕減に在るのである。地租輕減は地租廢止でない、故に地租は依然として之を存置するのである。さうすると實業同志會の意見では、收益稅の一角を崩し、地租のみを残し置き之を所得稅と結びて直接稅の體系を作らうとするのである、換言すれば、所得稅と地租と營業稅との三本の柱で支へられた建物をば一本の柱を引き抜いてそれで立つて行かさうとするのである。前段の議論に依つて、それが直接稅體系の破壊になるといふことは明かである、その論を以て武藤氏に迫れば、氏は之に答て左の如く辯じられてゐる。²⁾

家ヲ建テルニ柱ヲ一本外シタラ崩レルカモ知レヌガ、地租ト云フ柱ハ餘程前カラ立ツテ居リマス、併シ營業稅ト云フ柱ハ臨時特別ダカラト云フノデ、無理ニ立テラレタモノデアツテ、ソレガ爲メニ少シモ崩レルモノデナイト思ヒマス。

又曰く

營業稅ハ非常特別稅トシテ日清戰爭後ニ起ツタノデアルガ、地租ト云フモノハ可ナリ古イ歴史ヲ有ツテ居ルカラ、營業稅ヲ全廢スレバ地租モ整理シナケレバナラヌト云フ御考ハ、少シク私ハ體系論カラ言フテモ如何カト思ヒマス。私ノ見ル所デハ地租ハ輕減シ營業稅ハ全廢スルト云フコトハ極メテ公平デアアル斯ウ自分ハ信ジテ居リマス。

此説明に依つて之を觀ると、斷案のみで理由がない、強て理由を求むれば沿革的理由に過ぎな

1) 武藤山治氏答辯、(前掲委員會議錄第四回9頁)
 2) 小川委員ノ質問ニ對スル答辯、(前掲委員會議錄第四回10頁)
 3) 同上、

い。此沿革的理由は實業同志會で可なり重きを置いてみるやうであるなら、十分に批評して見たい。

二 沿革的理由を分析して見ると、三の考に歸するやうである、其第一に、營業税は臨時特別税として起されたものであつて、恒久税として存すべきでないといふ考であり、其第二は地租は古い歴史を有するから廢するに及ばぬが、營業税は臨時に無理に立てた税であるから廢せねばならぬといふ論の根抵に、古い税は良い税であるといふ考と、日清戦争前の直接税制度を以て完全であるといふ考とがひそんでゐることであり、其第三は營業税廢止の結果が公平となるといふ考である。以下三段に分つて論じて見やう。

(1) 國稅營業税は、臨時特別税として起されたのが恒久税として起されたのかといふ問題に就ては史實に依つて之に答ふるより外ない。之を史實に徴するに、日清戦争の結果、軍事公債の利子や恩給金が増した上に、一般の政務費も増し、更に戦後經營として軍備擴張、教育産業其他一般の事業を企つこととなり、爲めに多くの經費を要し、經常歲入の不足を生ずるに至つた、其經常歲入の不足を補填するが爲めに、増税計畫が立てられたのであつた。此増税計畫の中には登録税の新設、酒造税の改正、葉煙草專賣の實施等が目論まれたのであつたが、それと同時に營業税も國稅として起さるゝことゝなつたのである。此事は極めて明瞭で疑を容れる餘地がない。それを

證する爲めに茲に當時の藏相渡邊國武氏の衆議院に於ける演説を引用して見やう。

明治二十九年ノ歳入豫算ニ載セテアル歳入ハ壹億參千八百餘萬圓、歳出ハ壹億五千貳百餘萬圓、差引イテ千四百餘萬圓ノ不足ヲ告ゲテ居リマス。……歳入補填ノ計畫ニ就テ申シマスト、既ニ廻ハツテ居リマス豫算ノ中ニ在ル歳入總額壹億參千八百餘萬圓デアルガ、其中カラ、償金繰入ト、サウシテ威海衛守備費消却金ト合セテ四千八百餘萬圓ハ別ノモノデアルカラ、之ヲ除イテ計算スルト、九千七百貳拾餘萬圓、是ガ明治二十九年度ノ從來在來リノ歳入デアリマス、之ヲ前年度ノ豫算ニ比スルト、七百餘萬圓ヲ増加シテ居ル、ソコデ在來リノ歳入ハ斯ノ如ク好景況ヲ呈シテ増額ニナツテ居リマスガ、歳出ノ増加ガ夥シイカラ、矢張前ニ申シタ通、千四百餘萬圓ノ不足ニナツテ來ル、此歳入不足ノ原因ニ就イテハ是ハ經常歳出ノ増シタ爲メニ起ツタノト、臨時歳出ノ増シタ爲メニ起ツタノト二種アル、故ニ此歳入ヲ補填スル上ニ就イテモ、矢張經常歳入ノ補填ト臨時歳入ノ補填ト二途ニ出デネバナラヌ、經常歳入ノ不足ヲ補填スル爲メニハ、則チ稅法案ヲ提出シ、臨時歳入ノ不足ヲ補填スル爲メニハ、一部ハ償金ヲ繰入レ、一部ハ國債法案ヲ提出シテアリマス、經常歳入補填ノ爲メニ法案ヲ出シテアル登録稅、營業稅、酒造稅、葉煙草專賣等ノコトハ何レ其法案ヲ議セラルルデアリマセウカラ、其際辯明シマスガ、要スルニ此租稅ハ皆國力民力ノ發達ニ伴ツテ收入額ヲ増シテ行ク彈力ヲ持ツテ居ル稅デアル、一般經濟ノ發達ニ害ナク先ヅ課稅ノ品目トシテハ適當ヲ得タルモノト考ヘル、ソコデ登録稅ハ明治二十九年四月一日カラ、酒造稅ハ明治二十九年十月一日カラ、營業稅ハ明治三十年一月一日カラ、葉煙草專賣ハ明治三十一年一月一日カラ、施行ノ計畫ニナツテ居ル、是ハ段々事務ノ整頓ニ從ツテ増シテ行ク陸海軍事費其他ノ經常費ニ充テル趣向ニナツテ居リマス。

是に依つて之を觀れば、營業稅は臨時特別稅として起されたのではない、其初めから恒久稅として起されたのである。此點に於ける實業同志會の主張は事實に相違してゐると斷せねばならぬ。

(2) 次に進んで營業稅廢止の前提となつてゐる二の考を検することゝする。

(a) 古い稅は良い稅であるといふ考に就て之を見るに、そは學理上誤つてゐる。古い稅は良い稅であるといふ説は、カナールが唱へて以來、一時、世に信せられた説であつて、租稅は轉嫁して總ての人に分布し、初め惡稅なるものも後には良稅となると説くのであるが、總ての稅は爾かく轉嫁すると限らぬ。其誤つてゐることは茲に論ずる迄もない。武藤氏が地租は古い歴史を有するから廢するに及ばぬといはるゝは、カナールの論據に依つたものではあるまい、若しカナールの論據に依るとすれば、營業稅をも廢止することが出來まい、營業稅は國稅として成立以來三十年に近からんとしてゐて、可なり古い稅となつてゐるのみならず、武藤氏が後にも論ずるが如く、營業稅を以て轉嫁する稅であるとする以上、良稅と謂はねばならぬからである。武藤氏がカナールの説に依らずして而も古い稅は良い稅と云はるゝならば、如何なる論據に依つて主張せらるゝのかを明にせられねばならぬ。凡そ租稅は古いから良い、新しいから悪いといふ理窟があるべきでない、古い稅にも惡稅があり新しい稅にも良稅があるからである。現に地租に就ていへば、地租が古い歴史を有するの故を以て廢するに及ばぬと云ふならば、地租が良稅であることを證明せねばならぬ。所で地租は古い稅ではあるが、今日となつては擔稅力に應せぬ稅となり、各地主の間に於て不公平なる負擔となり、極めて僅なる土地を有

する者にも比較的重い負擔を命することゝなつてゐる、決して良税といふことが出来ぬ。唯實業同志會は何等の理由なく、地租は古い税で良税であると説くのである。其論は事實に於て誤つてゐると謂はねばならぬ。

(b) 次に營業稅成立以前の稅制を以て完全であるといふ前提に就て之を見るに、學理上に於て誤つてゐるのみならず、立法當時の史實に於て誤つてゐる。

蓋し農業本位の時代に於ては、租稅制度も之に順應して、農業者に課する税を中心とすべきである、是れ多くの國に於て地租が先づ第一に發達した所以である。然るに商工業が次第に發達し農業と鼎立の地位を占むるに至つては、商工業者に課する税が農業者に課する税と對立するやうになつて來るのである、是れ亦多くの國に於て地租に續いて營業稅が發達して來た所以である。租稅發達の自然の趨勢よりせば、營業稅は地租と同時に起らず寧ろ其後に起るものと謂つて可い。我國も亦此自然の順路を踏み來つたので、國稅地租は早くより發達し、國稅營業稅は遙に後れて成り立つたのである。然るに武藤氏の議論は、商工業の發達せざりし時代の稅制を以て完全であるとし、商工業の發達したる時代に於ても之を改むべからずと主張するのである。是れ實に經濟の進歩、稅制の發達に關する法則を無視するものである。私が武藤氏の議論を以て學理上に誤つてゐるといふ所以である。

1) 拙著、稅制整理論、293頁以下

之を我國の史實に徴するに、日清戰爭前に於ても商工業は相當に進んでゐた、決して明治の初年と同日に論すべきでなかつたのである、是れ夙に地租に對立すべき營業稅が起されねばならぬ必要が生じてゐたのである、日清戰爭後に於ける戰後經營は營業稅を起すに動機を與へたに過ぎぬ。是が爲に明治二十九年營業稅法案が議會に提出せられた時にも地租との權衡が考慮せられ、租稅體系の上からして營業稅を新しく起さねばならぬと主張せられたのである。營業稅法律案特別委員會の經過及結果が衆議院の本會議に報告せらるゝや、特別委員長たる河島醇氏は左の如く説いてゐる。

營業稅法案ハ國稅トシテハ新案デ御座リマスケレドモ、其土臺ヲ考ヘテ見マスルト、御承知ノ如ク各府縣ニ行ヘルル所ノ即チ地方稅ニハ斯ノ如キ同一ノ費目ガアルノデアアル、因テ國稅トシテ徵收セラルルノハ即チ此法案ガ初デアアル、併ナガラ其現行ノ國稅中ニ於テモ、現ニ菓子稅ノ如キ、若ハ煙草營業稅ノ如キハ、現ニ租稅法律トシテ施行セラレテ居ツテ、菓子稅ノ如キハ其營業者ニ於テ最モ困難ヲ極メタ所ノ稅率デアリマス、殊ニ車稅人力車稅ノ如キハ彼ノ無產ナル所ノ人民ガ負擔スル所ノ稅デ御座リマスルガ故ニ、非常ナ酷ナル所、無理ナル所ノ租稅デアツタト謂ハナケテハナラヌデアアル、而シテ又一方ニ於テハ農民ハ則チ租稅ノ義務ト致シテ、決シテ過重ノ稅ヲ負擔シ、其一方ニ對スル所ノ商工業者ハ、未ダ國稅ニ向ツテ一ツノ負擔ガナカツタノデ御座イマス、一般ニ負擔ガナカツタノデアアル、然ルニ此法案ヨリ致シテ、即チ起スベキ所ノ稅ヲ起シ、廢スベキ所ノ稅ヲ廢スルト云フ所ノ幾分カ本旨ニ則ツタモノト見エテ、所謂彼ノ菓子稅ノ如キ、船車稅ノ如キハ之ヲ國稅ヨリ廢シテ、而シテ新ニ一般ニ營業稅ヲ掛ケルト云フコトニナツテ居リマスカラ、此營業稅ハ尙ノ農民ガ獨リ負擔ヲ重クシタ所ノ稅ニ相對シテ見レバ、比較上公平ニ、最モ適當ナル義務的ノ租稅デアルト云フコトヲ本員等ガ認メタノデアリマス、併シ乍ラ此稅法ノ施行セララルト同時ニ、從來賦課シ來ツタル所ノ地方稅ノ出稅額ヨリモ、尙幾多ノ增稅ヲ要シ、又此法案ハ十分緩密ナルモノ

デゴザイマスルガ故ニ、或ハ各營業者ノ中、此稅ノ分配調資上ニ於テ百端ノ苦情ガ生ズルデアラウト思フ、固ヨリ完全無缺ト認メタデハ御座イマセヌガ、此法案實施ノ曉ニ於テハ、必ズ期年ヲ出デズシテ改正ヲ要シナクテハナラヌ必要ガ起ルデアラウト思フ、併シナガラ此稅ノ性質タルヤ、前ニ申シタ如ク、農民ニ對シテ商工業ガ受クベキ所ノ義務的ノ租稅デアラウ故ニ、本員等ハ此法案ニ幾何ノ修正ヲ加ヘテ、通過ヲ致サウト致シタノデアリマス。云々

此委員長の報告に依つて之を観ると、營業稅は其立法の初より、地租に對立する稅として、租稅體系の中に組み込まれるべきであるといふ理窟が最も明白に認められてゐたのである。決して無理に臨時的に立てられたる稅ではない。衆議院が愈々此稅の實施せらるゝに及んで苦情百出することを豫知し乍ら之に協賛を與へたのは、農民の地租を負擔するに對して商工業者にも負擔せしむることが正義の要求であると認めたからである。果して然らば國稅營業稅は、無理に臨時特別に起されたので無い、直接稅體系の缺陷を認め、之を完璧となさん、が爲めに起されたのである。營業稅成立以前の稅制を完全であるとするが如きは、漫に其當時の人の稅制に關する信念を嘲けり、自ら誤てゐることを知らないものと謂はねばならぬ。

(3) 營業稅廢止の結果は如何といふに、直接稅體系は、其根幹の組み立に於て、明治廿九年前の昔に歸ることとなり、不公平の甚しいものとなるのである。河島氏の論法を借りて批評せば商工業者が農民に對する義務的租稅を免るゝこととなるのである。是れ既に許すべからざることである。所で今日に於ては更に不公平で、尙一層許すべからざることとなるのである。それは外でも

ない、今日不景氣の風に襲はれてゐるとは云ふもの、商工業が我國々民經濟上に重きを爲してゐることは、日清戦後の當時の比でないのであるが、それと同時に、農村は彌が上に疲弊困憊し、眼もあてられぬ状態となつてゐるからである。實業同志會が此秋に際して、地租は之を輕減するも廢止すべきでなく、營業稅は之を廢止すべしと呼號するのである、天下の農民之を聞かば、果して如何なる感を持つであらうか、若し此論が實現するならば、農民は此世の中には正義がないことを直感するに相違ない。是れ思想問題としても等閑に附すべきことでない。是に於て私は少しく進んで營業稅廢止論と思想問題との關係に就て論究して見やうと思ふ。

三 營業稅法廢止案提出者は營業稅が思想問題に重大なる關係あることを説き、營業稅あるが爲めに、思想を惡化せしめてゐるといふことをほめかしてゐるのであるが、その言ふ所を聽けば、稅吏が徵業上苛斂誅求をなし中産階級たる商工業者を苦しめるといふに過ぎぬ。成程稅吏が苛斂誅求をするに云ふことは、それ自身よくないことである、併し營業稅あるが爲めに、商工業者をして國家を恨ましめ、之をして革命を謳歌せしむるやうになるものとは思はれない。それよりも營業稅を廢止して商工業者が自ら免れんとする運動、それ自體が、資本主義の横暴を反證し、人をして現代國家を呪ふに至らしめぬことも限らぬ、事茲に至れば營業稅廢止運動が却て思想を惡化せしむることとなる譯である。¹⁾ 武藤氏は此點に關して、資本家と企業家との異なること、商工業者は寧ろ企業家にして資本家にあらざること、農民も亦資本家たることを辯せられてゐる。²⁾ 資本家

1) 小川委員質問 (前掲、委員會議錄第四回10頁)

2) 武藤氏答辯、(同上11頁)

と企業家とを區別することは、嚴格の意味に於て、經濟學者皆齊しく之を認めてゐる、固より異論のあることではないが、今日の經濟社會に於ては、多くの場合に於て企業家は資本家を兼ねてゐる、假令之を兼ねぬにしても、少くとも勞働者として雇はれてゐるものでない。是が故に社會主義者を始め多くの人が通俗に之を資本家なる語を以て總括し以て勞働者に對立する階級としてゐる。所謂資本主義とは、是等の企業家が自ら欲する所の企業を計畫し、勞働者を雇ひ來り、之に一定の勞賃を支拂ひ、收益の中より之を差引いたる殘額を自分で收めて行くのをいふ。是が故に資本主義といふ言葉の中に企まれてゐる資本家は却て武藤氏の所謂企業家を指してゐる。是が故に資本主義の最も繁榮するのは、大商工業の發達したる後である、從て資本主義の脊髓は大商工業者にあると謂つても可い。是れ資本家といへば、通俗に大商工業者と解せられる所以である。所で營業稅廢止運動は大商工業者が背景となつてゐる、而して此廢止の爲めに最も利益を受ける者も大商工業者であらうと思はれる、勿論小商工業者も營業稅を免る以上、之を喜ぶに相違なからうけれども、重點が後者にあらずして、前者にあることは、之を否認することが出來ない。果して然りとせば、營業稅廢止運動は資本家を、免れしめんが爲めに、起せるものであると評する者があつても辯解の語がなからう。天下の人が斯く信するに至れば、應て資本家の横暴を反證し、資本主義の呪ひの聲をしてヨリ大ならしむることゝならう。是れ明に思想を惡化せしむるものではないか、是に於て營業稅が思想を惡化せしむると云はんよりは、寧ろ營業稅廢止運動が思想を惡化せしむるものであると云はねばならぬ。